

政令第 号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五条の四第三項、同法第五条の四第五項において準用する同法第五条第八項、同法第五条の五第二項において準用する同法第五条の三第一項、同法第六条の三第一項、第十八条第四項ただし書、第二十条第一項及び第二項（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条第二項第二号、同法第二十七条第一項、第三十五条及び第三十五条の二（これらの規定を同法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）、同法第三十六条、第六十八条の十第一項及び第六十八条の二十三第四項（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、同法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十五並びに同法第八十六条の七第一項及び第四項並びに第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節の二 建築基準関係規定（第九条）」を「第二節の二 構造計算適合判定資格者検定（

第二節の三 建築基準関係規定（第九条）

第八条の四―第八条の六）

に、「第三十六条の三」を「第三十六条の四」に、「建築基準適合判定資格

九条の二・第九条の三）」

者の」を「建築基準適合判定資格者等の」に、「第百三十七条の十八」を「第百三十七条の十九」に改める。

第六条及び第八条の二第一項中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に改める。

第八条の三第三項中「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関」に、「資格検定事務規程」を「建築基準適合判定資格者検定事務規程」に改める。

第一章中第二節の二を第二節の三とし、同節の次に次の一節を加える。

第二節の四 特定増改築構造計算基準等

(特定増改築構造計算基準)

第九条の二 法第六条の三第一項本文の政令で定める基準は、第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することとする。

(確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準)

第九条の三 法第六条の三第一項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準並びに法第十八条第四項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準は、第八十一条第二項第二号イに掲げる構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することとする。

第一章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 構造計算適合判定資格者検定

(受検資格)

第八条の四 法第五条の四第三項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する構造設計の業務

二 法第六条第四項若しくは法第十八条第三項に規定する審査又は法第六条の二第一項の規定による確認のための審査の業務（法第二十条第一項に規定する基準に適合するかどうかの審査の業務を含むものに限る。）

三 建築物の構造の安全上の観点からする審査の業務（法第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務を除く。）であつて国土交通大臣が同項の構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認められたもの

（構造計算適合判定資格者検定の基準等）

第八条の五 法第五条の四の規定による構造計算適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物の計画が法第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするために必要な知識及び経験について行う。

2 第四条から第六条まで及び第八条の二の規定は構造計算適合判定資格者検定に、第七条及び第八条の

規定は構造計算適合判定資格者検定委員について準用する。この場合において、第四条第二項中「建築行政又は確認検査の業務若しくは第二条の三各号に掲げる業務」とあるのは「法第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務又は第八条の四各号に掲げる業務」と、同条第三項中「第六条第一項の建築基準関係規定」とあるのは「第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準」と、第五条第一項中「毎年」とあるのは「三年に」と、第六条中「第五条の二第一項」とあるのは「第五条の五第一項」と読み替えるものとする。

(受検手数料)

第八条の六 法第五条の五第二項において準用する法第五条の三第一項の受検手数料の額は、三万四千円とする。

2 第八条の三第二項及び第三項の規定は、前項の受検手数料について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十七条の九第一項」とあるのは、「第七十七条の十七の二第二項において準用する法第七十七条の九第一項」と読み替えるものとする。

第十条各号列記以外の部分中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同条第一号及び第

二号中「第六条の三第一項第二号」を「第六条の四第一項第二号」に改め、同条第三号中「第六条の三第一項第三号」を「第六条の四第一項第三号」に改め、同号イ中「第四号イ」を「第一項第四号イ」に改め、同号ハ中「第六条の三第二項」を「第六条の四第二項」に改め、同条第四号中「第六条の三第一項第三号」を「第六条の四第一項第三号」に改め、同号イ中「第四号イ」を「第一項第四号イ」に改め、同号ハ中「第六条の三第二項」を「第六条の四第二項」に改める。

第三十六条第一項中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に、「第三十七条まで」を「第三十六条の三まで、第三十七条」に改め、同条第二項中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第二十条第三号イ」を「第二十条第一項第三号イ」に改める。

第三十六条の二中「第二十条第二号」を「第二十条第一項第二号」に改める。
第三章第一節中第三十六条の三の次に次の一条を加える。

（別の建築物とみなすことができる部分）

第三十六条の四 法第二十条第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方

法のみで接している場合における当該建築物の部分とする。

第八十一条第一項中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第二十条第三号イ」を「第二十条第一項第三号イ」に改め、同条第四項を削る。

第一百七条の二第一号中「それぞれ次の表」を「それぞれ同表」に改め、同条第二号中「第一百五条の二の二第一項及び」を削り、同条第三号中「き裂」を「亀裂」に改める。

第九十九条第一項中「第二条第九号の二ロ」の下に「、法第二十一条第二項第二号、法第二十七条第一項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。第一百条から第一百条の三までにおいて同じ。）」を加える。

第九十九条の二の見出し中「準耐火構造」を「準耐火構造等」に改め、同条中「建築物」の下に「及び法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（第一百条第二号に掲げる基準に適合するものを除く。以下「特定避難時間倒壊等防止建築物」という。）」を加え、同条ただし書中「き裂」を「亀裂」に改める。

第百九条の六を第百九条の七とする。

第百九条の五第二号中「き裂」を「亀裂」に改め、同条を第百九条の六とし、第百九条の四の次に次の一条を加える。

（大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準）

第百九条の五 法第二十一条第二項第二号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するもの）に限り、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

三 壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

四 壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等が倒壊しないものであること。

五 壁等が、通常の火災時において、当該壁等で区画された部分（当該壁等の部分を除く。）から屋外に出た火炎による当該壁等で区画された他の部分（当該壁等の部分を除く。）への延焼を有効に防止できるものであること。

第一百条を次のように改める。

（法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準）

第一百条 主要構造部の性能に関する法第二十七条第一項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

屋根 (軒裏を除く。)	はり	床	柱	壁	
				外壁 (耐力壁に限る。)	間仕切壁 (耐力壁に限る。)
十分間未満である場合にあつ	特定避難時間	特定避難時間	特定避難時間	特定避難時間	特定避難時間 (特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。)
三十分間(特定避難時間が三十分間未満である場合にあつ	特定避難時間	特定避難時間	特定避難時間	特定避難時間	特定避難時間 (特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。)

階段	<p>ては、特定避難時間。以下この号において同じ。）</p>
	<p>三十分間</p>

ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根の軒裏（外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、三十分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあつては、三十分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 第七百七条各号又は第七百八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準

第七百十條の次に次の二條を加える。

(延焼するおそれがある外壁の開口部)

第七百十條の二 法第二十七條第一項の政令で定める外壁の開口部は、次に掲げるものとする。

一 延焼のおそれのある部分であるもの（法第八十六條の四第一項各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。）

二 他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものとして国土交通大臣が定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

(法第二十七條第一項に規定する特殊建築物の防火設備の遮炎性能に関する技術的基準)

第七百十條の三 防火設備の遮炎性能に関する法第二十七條第一項の政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであることとする。

第七百十二條第一項各号列記以外の部分中「第七百十五條の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間

準耐火基準（第二百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が同号ロに規定する構造方法を用いるもの又は同号ロの規定による認定を受けたものであることに係る部分に限る。）をいう。以下同じ。）に改め、同項第二号中「第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同条第二項中「第二十七条第二項」を「第二十七条第一項の規定により特定避難時間倒壊等防止建築物（特定避難時間が一時間以上であるものを除く。）とした建築物又は同条第三項」に、「又は法第六十七条の二第一項」を「若しくは法第六十七条の三第一項」に、「又は第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「に掲げる基準又は一時間準耐火基準」に、「同号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同条第三項中「第二十七条第一項ただし書の規定により第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第二項」を「第二十七条第一項の規定により特定避難時間が一時間以上である特定避難時間倒壊等防止建築物とした建築物又は同条第三項」に、「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に、「若しくは第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「に掲げる基準若しくは一時間準耐火基準」に、「同号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同条第九項中「準耐火構造とし、かつ

、地階又は三階以上の階に居室を有する建築物」を「準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するもの」に改め、同条第十項中「第一百五條の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同項ただし書中「そで壁」を「袖壁」に改め、同条第十三項中「のいずれか又は同条第二項各号」を「、第二項各号又は第三項各号」に、「第百十五條の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同条第十五項中「第百十五條の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に、「そで壁」を「袖壁」に、「すき間」を「隙間」に改める。

第百十三條に次の一項を加える。

3 第百九條の五に規定する技術的基準に適合する壁等で、法第二十一條第二項第二号に規定する構造方法をを用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものは、第一項の規定に適合する防火壁とみなす。

第百十五條の二の二を削る。

第百十五條の三の見出し中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等」に改める。

第百十五條の四中「第二十七條第二項」を「第二十七條第三項」に改める。

第一百十六條第一項中「第二十七條第二項第二号」を「第二十七條第三項第二号」に改め、同項の表火薬類（玩具煙火を除く。）の項中「玩具煙火」を「玩具煙火」に改める。

第一百二十八條の三第五項中「準耐火構造とし、かつ、地階又は三階以上の階に居室を有する建築物」を「準耐火構造とした建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するもの」に、「第一百五條の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改める。

第一百二十八條の四第一項第一号の表中

耐火建築物

準耐火建築物

耐火建築物又は法第二十七條第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が一時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）	準耐火建築物又は特定避難時間が四十五分間以上一時間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物
--	--

- に、
- 一 この表において、耐火建築物とみなされる規定により準耐火建築物と
 - 二 この表において、第一百十術的基準に適合する準耐火用途に供する部分は、耐火

建築物は、法第八十六條の四の規定によ

ものを含み、準耐火建築物は、同条のみなされるものを含む。

五条の二の二第一項第一号に掲げる技
建築物の下宿、共同住宅又は寄宿舎の
建築物の部分とみなす。

規定により耐
条の規定によ

に改める。

を

この表において、耐火建築物は、法第八十六条の四の
火建築物とみなされるものを含み、準耐火建築物は、同
り準耐火建築物とみなされるものを含む。

第二百二十九条第一項中「又は法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物」を「、法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間が四十五分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。第四項において同じ。）」に改め、同条第四項中「又は法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物」を「、法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物」に改める。

第二百二十九条の二第一項中「、又は不燃材料で造られた」を「若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物である」に改める。

第二百二十九条の二の二第一項中「、又は不燃材料で造られた」を「若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物である」に、「第三項第一号」を「並びに第三項第一号」に改める。

第二百二十九条の二の三第一項第一号口中「壁」を「主要構造部である壁」に、「第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合するもの」を「その構造が次に定める基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」に改め、同号口に次のように加える。

- (1) 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	
間仕切壁（耐力壁に限る。）	一時間
外壁（耐力壁に限る。）	一時間

柱	一時間
床	一時間
はり	一時間

(2) 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

(3) 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあつては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

第二百二十九条の二の三第一項第一号ハ(1)中「第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間耐火基準」に改め、同号ハ(2)中「第一百五十五条の二の二第一項第四号ハに規定する構造であるものが」を「、その構造が、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面

以外の面に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法をを用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであるものが、」に改める。

第二百二十九条の二の四中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に改める。

第二百二十九条の二の五第一項第三号ただし書中「かご」を「籠」に改め、同項第七号ただし書中「第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準」を「一時間準耐火基準」に改め、同号ハ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第三百三十六条の二の四中「第六十七条の二第六項」を「第六十七条の三第六項」に改める。

第三百三十六条の二の十一第一号イ中「第一号後段」を「第一項第一号後段」に、「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に改め、同条第二号の表(一)の項中「第二条第九号の二ロ」の下に「、法第二十七条第一項」を、「第九十九条の二」の下に「、第一百十条の三」を加える。

第三百三十六条の二の十二中「第六十八条の二十三第二項」を「第六十八条の二十二第二項」に改める。

第三百三十六条の二の十三の見出し中「検査」を「検査等」に改め、同条中「第六十八条の二十四第四項」を「第六十八条の二十三第四項」に、「第六十八条の二十三第二項において準用する法第六十八条の二

十一第一項の検査」を「第十五条の二第一項の規定による検査又は試験」に、「検査に」を「検査又は試験に」に改める。

第三百三十六条の二の十四第一項中「第七十七条の三十五の二」を「第七十七条の三十五の二第一項」に改める。

第三百三十六条の二の十六中「第七十七条の三十五の六第一項」を「第七十七条の三十五の七第一項」に改める。

第七章の七の章名を次のように改める。

第七章の七 建築基準適合判定資格者等の登録手数料

第三百三十六条の二の十九中「第七十七条の六十五」の下に「（法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三百三十七条中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に改める。

第三百三十七条の二中「同条第一号」を「同条第一項第一号」に、「のいずれかに該当すること」を「に掲げる範囲とし、同項の政令で定める基準は、それぞれ当該各号に定める基準」に改め、同条各号を次の

ように改める。

一 増築又は改築の全て（次号及び第三号に掲げる範囲を除く。） 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 第三章第八節の規定に適合すること。

(2) 増築又は改築に係る部分が第三章第一節から第七節の二まで及び第二百二十九条の二の四の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(3) 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力

を伝えない構造方法のみで接すること。

(2) 増築又は改築に係る部分が第三章及び第二百二十九条の二の四の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(3) 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びびエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

二 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一（五十平方メートルを超える場合にあつては、五十平方メートル）を超え、二分の一を超えないこと 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びびエスカレーターの脱落のおそれがないもの

として国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

ロ 第三章第一節から第七節の二まで（第三十六条及び第三十八条第二項から第四項までを除く。）の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合するものであること（法第二十条第一項第四号に掲げる建築物である場合に限り。）。

ハ 前号に定める基準に適合するものであること。

三 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一（五十平方メートルを超える場合にあつては、五十平方メートル）を超えないこと 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに適合するものであること。

イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 増築又は改築に係る部分が第三章及び第二百二十九条の二の四の規定並びに法第四十条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

(2) 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと。

ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合するものであること。

第三百三十七条の七第五号中「第三百三十七条の十八第二項」を「第三百三十七条の十九第二項」に改める。

第三百三十七条の十中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に改める。

第三百三十七条の十二第二項中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に改め、同条第四項中「第三百三十七条の十八第二項」を「第三百三十七条の十九第二項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三百三十七条の十四第一号中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物」を「第三十六条の四に規定する建築物」に改める。

第八章中第三百三十七条の十八を第三百三十七条の十九とし、第三百三十七条の十七を第三百三十七条の十八とし、第三百三十七条の十六を第三百三十七条の十七とし、第三百三十七条の十五の次に次の一条を加える。

(移転)

第三百三十七条の十六 法第八十六条の七第四項の政令で定める範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 移転が同一敷地内におけるものであること。

二 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。

第三百三十八条の二中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

第三百三十九条第一項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項中「から第三十八条まで」を「、第三十七条、第三十八条」に改める。

第四百十条第一項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項中「から第三十八条まで」を「、第三十七条、第三十八条」に改める。

第四百十一条第一項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項中「から第三十八条まで」を「、第三十七条、第三十八条」に改める。

第四百十二条第一項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第二項中「から第三十八条まで」を「、第三十七条、第三十八条」に改める。

第四百十三条第一項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項中「から第三十八条まで」を「、第三十七条、第三十八条」に改める。

第四百四十四条第一項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同項第一号中「かご」を「籠」に改める。

第四百四十四条の二の二中「第三百三十七条の十八第二項」を「第三百三十七条の十九第二項」に改める。

第四百四十八条第二項第一号中「第六条の二第十一項及び第十二項」を「第六条の二第六項及び第七項」に、「第十八条第二十三項」を「第十八条第二十五項」に改め、同項第二号中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改める。

第五百五十条中「第四百四条第一号」を「第五百五条第一号」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二百十条の十七中「第二十三項」を「第二十五項」に改める。

別表第一建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の項中「第八条の二第一項」の下に「(第八条の五第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第三条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改める。

第三条第一項第二号中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第四条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部を次のように

改正する。

第三条ただし書中「第十八条第十六項」を「第十八条第十八項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

(国土交通大臣の認定に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前に第一条の規定による改正前の建築基準法施行令（次項において「旧令」という。）第百十五条の二の二第一項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造は、第一条の規定による改正後の建築基準法施行令（次項において「新令」という。）第百二十九条の二の三第一項第一号ロの規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。

2 この政令の施行前に旧令第百十五条の二の二第一項第四号ハの規定による国土交通大臣の認定を受けた構造は、新令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)の規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、構造計算適合判定資格者検定の受検資格及び特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準を定める等建築基準法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。